

Lenovo Services のご提供条件

注意: 包装開封前にご提供条件をよくお読みになり、Lenovo Services(以下「本サービス」といいます)の内容をご理解ください。
本サービスをご利用いただくには、Lenovo Servicesがお手元に届いてから速やかに「登録票記入要領」に従って「Lenovo Services登録票」(以下「登録票」といいます)により登録していただく必要があります。
「登録票記入要領」および「登録票」は、本パッケージに同封されています。

第1条 サービスの内容

1. 本サービスはリモート支援サービスであり、レノボ・エンタープライズ・ソリューションズ株式会社(以下「Lenovo」といいます)は、本サービスを本サービスの購入者(以下「お客様」といいます)に提供いたします。
2. Lenovoは、ハードウェア障害とMicrosoft Azure Stack障害の切り分け作業を行います。
3. 本サービスは、電話もしくはeメールによる、リモート支援サービスとなります。
4. 本サービスはMicrosoft Azure Stackの障害につきましてサポートいたします。
5. サポートは24時間365日ですが、日本語サポートは祝日および年末年始(12月30日-1月3日)を除く、平日(月-金)の9:00-17:00となります。
6. 障害時におけるサービス受付は「0120-66-8600」になります。

第2条 サービスの前提条件

1. お客様は本サービスを要求される場合、プログラム、データおよび取り外し可能な記録媒体ならびにすべてのLenovo製以外の部品、付加物、または、変更物を機械から取り外していただきます。また、必要なプログラムまたはデータのバックアップを取るのをお客様の責任となります。
2. お客様は、本サービスを受ける前に必要なデータ、プログラム等につき、自己の責任でバックアップを取得しておくものとし、また、お客様のデータを保護するために適切な防壁措置を実施するものとし、
3. 本サービスは、サービス対象機械が保証期間中もしくは保守契約中の場合にのみ登録することができます。
4. 前各項のほか、本サービスの前提条件がある場合は、下記のWebサイトで確認できます。
<http://www.lenovojp.com/business/support/server/>

第3条 サービスの適用除外

1. 本サービスには次のサービスは含まれません。
 - (1) 事故、災害、機械の移動、誤用、改造、付加、データ処理目的以外の使用、Lenovo所定の設備条件に合致しない稼働環境、Lenovo以外の者により提供されたサービス、または、変更、消耗品等、Lenovo以外の責めに帰すべき事由により生じた機械の損壊、パーツIDラベルが変更、もしくは取り外された機械の修復または増加したサービス
 - (2) アクセサリー、サブライム目、フレーム、カバー、および電池等の特定品目に対するサービス
2. 前項のほか、本サービスの適用除外条件がある場合は、下記のWebサイトで確認できます。
<http://www.lenovojp.com/business/support/server/>

第4条 サービス期間

本サービスは、Lenovoが「登録票」を受領し登録を完了した日に開始し、対象機械の保証開始日から商品番号毎に定められた特定の期間の満了日をもって終了となります。

第5条 お支払い条件

お客様には、本サービスをLenovoより購入された場合にはLenovo所定の条件、Lenovoビジネス・パートナーより購入された場合にはLenovoビジネス・パートナー所定の条件でお支払いを行っていただきます。

第6条 責任の制限

1. Lenovoが合理的な範囲で繰り返し本サービスを行なったにもかかわらず、対象機械を良好な稼働状態に回復できなかった場合には、Lenovoは、次の範囲内で損害賠償の責任を負います。
2. 前項の場合を含めて、お客様がLenovoの責めに帰すべき事由に基づいて救済を求めるとすべての場合において、Lenovoの損害賠償責任は、請求の原因を問わずお客様に発生した通常かつ直接の損害に対する損害発生の原因となった本サービス料金を限度とする金銭賠償に限られます。
3. Lenovoは、いかなる場合にも、Lenovoの責めに帰すことのできない事由から生じた損害、Lenovoの予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、第三者からの賠償請求に基づくお客様の損害、データ・プログラムなど無体物の損害については、責任を負いません。

第7条 機密情報

両当事者間で取り交わされる情報は、別途Lenovo所定の機密保持契約書を締結する場合は除き機密として扱いません。

第8条 マイナンバー(個人番号)をいいます。以下同じ)

1. マイナンバーを含む電子データのお取扱いはいたしません。
2. マイナンバーを含む記憶媒体を持ち帰ることができません。部品をお渡しするサービスのご契約をいただいていない場合、マイナンバーを含む交換部品は買い取りいただけます。

第9条 個人情報

1. 本契約の履行に伴い、Lenovoがお客様から個人情報の開示または提供を受ける場合(次項に定めるものみの開示または提供を受ける場合を除きます。))は、別紙記載の個人情報取り扱いに関する規定または両当事者間で別途締結するLenovo所定の個人情報取り扱いに関する誓書の規定に従い、当該個人情報を取り扱うものとします。
2. お客様は、LenovoおよびLenovoの関連会社がお客様の連絡先個人情報(名前、電話番号、電子メール・アドレスを含みます。))を、Lenovoが営業を行う地域に保存し使用することに同意し、当該情報の使用、開示および再開示について情報主体からの同意を得ていることを確認します。かかる情報はLenovoとお客様との取引に関連して管理、使用されるものとし、LenovoおよびLenovoの関連会社の委託先、Lenovoビジネス・パートナー、事業継承先に対して、お客様との連絡を含む、それらの一般的事業目的内の用途(例えば、受注処理、販売促進、市場調査等)のために提供されることがあります。

第10条 その他

1. Lenovoは、本サービスにより対象機械の実行が中断しないこと、もしくはその実行に誤りがないこと、またはすべての誤りが修正されることを保証するものではありません。
2. Lenovoが一般に保守サービスを廃止した機械は、本サービスの契約を締結することはできません。また、所定の登録可能期限をすぎた場合は登録できません。
3. Lenovoは本サービスを廃止する場合、お客様に3か月前の書面による通知を行うとともに、受領済みの料金のうち残存期間分を返還します。この場合を除き、支払い済みの料金の返金はありません。
4. お客様は、対象機械の設置場所、氏名、住所等登録票に記載した内容に変更が発生した場合は、すみやかにLenovoへ通知するものとし、
5. お客様は、対象機械の所有者でない場合には、本サービスを受けることにつき所有者の承諾を得てください。
6. お客様は、Lenovoが本サービスのため適時かつ安全に作業を行うことができるようになります。
7. 本契約に基づきいかなる請求権も、請求が可能となった時から24か月を経過した場合には時効により消滅します。
8. Lenovoは、Lenovoが選択する第三者を使用して本サービスを提供することがあります。
9. お客様は、Lenovoの書面による事前の同意がない限り本契約に基づく契約上の地位および権利義務を第三者に譲渡もしくは移転、または本サービスを再販することはできません。
10. お客様またはLenovoは、相手方の資産、信用または事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になる恐れがあると認められるときは、相手方に対する書面による通知によりいつでも本契約を解約できます。
11. お客様には、「登録票」またはそのコピーをお客様の責任において管理していただきます。これは本サービスを依頼される時に必要となる場合があります。
12. 本契約は、消費者保護法規によるお客様の権利を変更するものではありません。

‘Lenovo’は米国およびその他の国における商標です。

レノボ・エンタープライズ・ソリューションズ株式会社
〒101-0021
東京都千代田区外神田 4-14-1 秋葉原UDX 10F
TEL:0120-13-0984(番号案内)

・仕様は事前の予告なしに変更する場合があります
・製品、サービス等詳細については、弊社、もしくはLenovoビジネスパートナーの営業担当員にご相談ください。

